

遠別町社会教育関係団体登録規程

(目的)

第1条 この規程は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体の活動を支援し、もって遠別町社会教育の発展を図るため、その登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録標準団体)

第2条 登録に係る社会教育関係団体は、概ね次に掲げる活動を年間通じて継続的に行う団体とする。

- (1) 青少年教育に関する活動
- (2) 成人教育に関する活動
- (3) 体育又はレクリエーションに関する活動
- (4) 芸術・文化に関する活動
- (5) その他教育長が特に認めた社会教育に関する活動

(登録の要件)

第3条 社会教育関係団体としての登録を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 原則2名以上の構成員を有し、かつ、構成員の半数以上が町内居住者又は町内に勤務地を有する者であること。
- (2) 団体の意思決定機関としての総会その他の議決機関及び代表者等の役員を定める規約等を有し、自立的活動を行うものであること。
- (3) 営利又は政治宗教活動を目的としないものであること。

(登録申請)

第4条 社会教育関係団体として登録を受けようとする団体は、遠別町社会教育関係団体登録申込書（[第1号様式](#)）に関係書類を添えて、遠別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(登録通知)

第5条 教育委員会は、前条の申込書が提出されたときは、第3条に規定する登録要件を審査し、支障がないと認めたときは、遠別町社会教育団体証（[第2号様式](#)）によって、当該団体に通知するものとする。

(登録期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から原則2年とする。

(登録事項の変更)

第7条 登録団体の名称、代表者、会則その他の重要事項に変更があった場合又は団体を解散し、若しくはその活動を休止し、若しくは再開した場合は、その都度速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(登録の更新)

第8条 登録の更新を受けようとする団体は、有効期間の満了日前日までに、再申請しなければならない。この場合の手続は、第4条及び第5条の規定に準ずるものとする。

(登録の取消し等)

第9条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 第3条に規定する登録要件を具備しなくなったとき。
- (2) 社会教育に関する事業を休止し、又は休止したと認められるとき。
- (3) その他教育委員会が登録を不相当と認めたとき。

(指導助言)

第10条 教育委員会は、登録団体の求めに応じ、その運営について指導、助言を行うことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。